

社会福祉法人萌生会 倫理規定

社会福祉法人萌生会の職員は、福祉（介護）の担い手として専門職の誇りを持ち、社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけ、次のとおり倫理規定を定めます。

1. ご利用者の人としての尊厳と権利を尊重し、年齢、性別、宗教、経済状況にこだわることなく、全てに平等に接します。
2. ご利用者の有する能力に応じ、日常生活の質的向上を図ります。
3. 職務上知り得たご利用者の情報を、在職中はもとより、退職後においても守秘します。
4. 笑顔と真心を持って、チームワークのもと良質な介護サービスを提供します。
5. 介護職員としての自覚を持ち、自己研鑽に励み、努力を惜しまず、常に知識と技能・技術の向上に努めます。
6. 行政、福祉・医療等他の関連職種、及び地域住民等との連携・交流を図り、地域介護に協力します。
7. ご利用者から不当な報酬を受け取りません。また、求めません。

附則

この規定は平成20年12月13日より施行する。